

地域公益活動は社会福祉法人の責務です

ほっかいどう地域公益活動だより

第4号 令和元年10月10日発行

☆北海道地域公益活動推進協議会☆令和元年度の取組みが始まりました☆

平成30年5月に設立した北海道地域公益活動推進協議会は、2年目の活動を迎えました。今年度は新たな取組みとして、「地域公益活動担当者向け講座」、「法人・施設による福祉サービス利用援助事業のメニューの追加」、「生活困窮者等に対する安心サポートモデル事業」、「法人・施設災害時連携会議」の実施を予定しています。

なお、今年度の協議会体制は次のとおりです。

役職	氏名	選出母体	所属先
会長	太田 眞琴	北海道社会福祉協議会 社会福祉施設経営部会長	社会福祉法人札幌慈啓会 理事長
副会長	高橋 一彦	北海道社会福祉協議会 社会福祉施設部会長	岩内厚生園 園長
構成員	力示 武文	北海道社会福祉協議会 地域部会長	千歳市社会福祉協議会 会長
構成員	大久保有慶	北海道社会福祉法人経営青年会会長	社会福祉法人幸清会 事務局長

《令和元年度第1回地域公益活動推進協議会を開催しました》

去る6月20日（木）札幌市において、令和元年度第1回北海道地域公益活動推進協議会を開催しました。平成30年度事業実施報告並びに会計収支決算報告、本会で進めている



る地域公益活動3事業について協議しました。今年度新規事業として実施予定の『社会福祉法人・施設災害時連携会議』については、昨年の胆振東部地震を踏まえ、平常時においても災害時に備えた地域毎の連携、維持を図るため、道内7地区で開催することとなりました。法人の地域公益活動担当者に向けた『ステップアップ講座』の開催等を含め、今後も、北海道社会福祉法人経営青年会委員のご協力のもと事業を推進して参ります。

北海道地域公益活動推進協議会が進める3メニュー★進捗状況

(令和元年9月末日現在)

本会では、北海道内の社会福祉法人・施設に向けて3つの地域公益活動事業をご提案しています。昨年度より本格実施している各事業について、進捗状況をお知らせします。

1. 地域福祉権利擁護体制構築に向けた社会福祉法人・施設による福祉サービス利用援助事業

参加社会福祉法人によって次のとおり福祉サービス利用援助事業（第2種社会福祉事業）に取り組む事業。北海道社会福祉協議会において利用者移管に向けた調整等を行います。

今年度からは、社会福祉法人が生活支援員業務のみ実施する事業を本格的にスタートしました。令和元年9月末日現在、9法人が参加しています。

①福祉サービス利用援助事業の実施

市町村社会福祉協議会から利用者を引継ぎ、社会福祉法人が利用者と利用契約を締結し福祉サービス利用援助事業を実施するもの。

②生活支援員業務の実施

市町村社会福祉協議会と利用者が福祉サービス利用援助事業の利用契約を締結したまま、契約に基づく生活支援員業務（相談援助、生活費管理等の具体的業務）を社会福祉法人が担当するもの。

《実施状況》

判断能力が不十分な方への支援として、利用者の心身状況等が安定しているケースの契約を社協から引継ぎ、福祉サービス利用援助や日常生活費の管理等（月1～2回程度）を行っています。

また平成31年2月より、社協の生活支援員として、法人・施設の職員が登録し、生活支援員業務を行うメニューを追加したことにより、本事業の利用実績が伸びています。

2. 生活困窮者等に対する安心サポート事業

生活困窮者等への相談支援や自立相談支援機関との連携、経済的援助などにより制度の狭間の対応を行い、生活困窮者の自立に繋げていくことを目的として実施している事業です。参加法人による拠出金（2万円/年）を集約し、相談支援、経済的援助事業を実施しています。令和元年9月末日現在、45法人が参加しています。

《経済的援助 支援事例》

ケース①：40代・男性

体調を崩し退職しましたが、所持金が数百円、食料も残りわずかな状況でしたので、本事業の経済的援助により食料品の給付を行うとともに、関係機関（法テラス）への引継ぎを行いました。

ケース②：40代・男性

体調を崩し仕事を休んでいたため、所持金、食料もなく、水道水だけで数日過ごしていました。また、持病がありましたが、数か月病院にも行けない状況でしたので、社協の貸付事業や食料支援と併せて、本事業の経済的援助により医療費、食料品、家財道具の給付を行いました。

3. 災害時における社会福祉法人・施設協働による入所者・要援護者等支援事業

災害発生時に参加社会福祉法人・施設の協力を得て要援護者等に対する支援を実施するとともに、さらに、平常時においても災害時に備えた連携体制の構築・維持を図るため、次の事業を実施しています。

〔災害発生時〕

- ①入所者・要援護者等支援センターの設置
- ②福祉避難所等に対する支援
- ③被災施設への支援
- ④ボランティアの派遣要請
- ⑤必要な機材の整備

〔平常時〕

- ⑥社会福祉法人・施設災害時連携会議の開催
- ⑦拠点法人・施設の選定

今年度は北海道内7か所で、本事業における災害発生時の具体的な対応を協議する「社会福祉法人・施設災害時連携会議」を開催します。その後順次、各地の拠点法人・施設に有事通信手段として、衛星携帯電話・発電機を配置する予定です。

令和元年9月末日現在、28法人15施設が参加しています。

《平成30年北海道胆振東部地震支援》

参加法人・施設からの拠出金（災害時支援事業基金）を活用し、支援活動に係る以下の費用を支給しました。

- ①被災施設入所者の移送にかかる経費（職員旅費、移送車輛に係る経費、手当、保険料）
- ②応援職員の派遣にかかる経費（職員旅費、手当、保険料）
- ③生活物資等の提供（暖房器具のレンタル料等）

社会福祉法人が課題解決にむけて何をすべきか

その答えが地域公益活動です。一緒に取組みませんか？



講座・会議開催のご案内

地域公益活動担当者ステップアップ講座

【内容】地域共生社会の実現に向けた社会福祉法人の役割と地域の実情に応じた地域公益活動の実践方法について学ぶとともに、道内における実践発表を通して、今後さらに道内の地域公益活動が活性化し、発展していくことを目的に開催します。

○講義・情報交換「社会福祉法人の地域公益活動について～地域ニーズの把握・連携方法を学ぶ～」

講師：松端 克文氏（武庫川女子大学 教授）

○実践発表「道内における地域公益活動の実践について」

①複数法人間連携について（地域支縁くらの取組みについて）

発表者：上杉 正和氏（社会福祉法人真宗協会 特別養護老人ホーム帯広至心寮・光輪施設長）

②法人による福祉サービス利用援助事業について

発表者：林崎 太一氏（社会福祉法人室蘭福祉事業協会 特別養護老人ホーム白鳥ハイツ業務課主幹）※第1回
高橋 功成氏（社会福祉法人釧路愛育協会 常務理事）※第2回

とき：第1回/令和元年11月21日（木）10：00～16：15

第2回/令和2年 1月29日（水）10：00～16：15

ところ：第1回/第二水産ビル 8階 8A会議室（札幌市中央区北3条西7丁目）

第2回/かでる2.7 8階 820研修室（札幌市中央区北2条西7丁目）

対象：社会福祉法人地域公益活動担当者 社会福祉法人関係者

定員：各回100名

参加費：3,000円

社会福祉法人・施設災害時連携会議

【内容】本会議は災害時における管内社会福祉法人・施設の連携体制を予め構築し、災害時の連絡手段、連携方法、想定される支援内容等を具体的に検討、協議することを目的に道内7地区で開催します。

とき/ところ：①十勝地区/帯広市 令和元年10月23日（水）13：30～16：00

②釧路・根室地区/釧路市 令和元年11月 5日（火）13：30～16：00

③胆振・日高地区/苫小牧市 令和元年12月 3日（火）13：30～16：00

④渡島・檜山地区/北斗市 令和元年12月19日（木）13：30～16：00

参集範囲：各管内の社会福祉法人役職員、社会福祉施設職員等、

「災害時における法人・施設協働による入所者・要援護者等支援事業」参加施設職員

※石狩・空知・後志、上川・留萌・宗谷、オホーツク地区の会議日程は、現在調整中です。

詳細が決まり次第、対象地区法人あてにご案内いたします。

詳しくは、北海道地域公益活動推進協議会ホームページ（<http://d-koueki.jp/>）をご覧ください。お問い合わせください。

現況報告書へ「地域における公益的な取組」の記載をお願いします

地域公益活動は全ての社会福祉法人の責務です。(社会福祉法第24条第2項)

☆現況報告書への記載について

【項目11-2.うち地域における公益的な取組(地域公益事業を含む)(再掲)】への記載

→地域公益活動に取組むとともに、現況報告書への記載が必要です。頑張って取り組んでも、現況報告書に記載していないとやっていないという評価に…。

取組みをアピールすることが、社会福祉法人の姿勢を見せていくこととなります。

☆社会福祉法人の地域公益活動について

→厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長通知「社会福祉法人による「地域における公益的な取組」の推進について」(平成30年1月23日付け・社援基発0123第1号)をご参照ください。

地域公益活動、多くの社会福祉法人で取組んでいます

☆北海道において、多くの社会福祉法人が地域公益活動に取り組んでいます。北海道地域公益活動推進協議会では、皆さまからお寄せいただいた『地域公益活動事例』を専用ホームページ(<http://d-koueki.jp/>)に掲載しております。ぜひ一度ご覧ください。



スマホ・タブレットご利用の方は
こちらからお進みください↓



お問い合わせ先

北海道社会福祉協議会 法人支援部法人支援課

TEL: 011 - 241 - 3982 / FAX: 011 - 280 - 3162

E-mail: d-koueki@dosityakyo.or.jp